

## 道路法施行令改正の流れ

### ○道路法施行令改正の概要

安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため、平成 17 年 4 月 1 日、迷惑駐輪・放置自転車問題の対策に向け「道路法施行令の一部を改正する政令(政令第 125 号)」が施行され、一定の条件下において公道上に自転車駐車を整備できるようになりました。

- ・「道路法施行令の一部を改正する政令(政令第 125 号)」が平成 17 年 3 月 29 日の閣議決定を経て、4 月 1 日から施行されました。
- ・道路法施行令第 34 条の 3 が改正され、道路管理者は道路付属物として自転車駐車を整備できるようになりました。
- ・国土交通省と警察(公安委員会)が団結し、道路事業として歩道上に自転車駐車を設置することができるようにし、歩道上駐輪の容認の施策を打ち出しました。

この改正は、構造改革特別区域法改正の第 4 次提案により実現することになりました。この第 4 次提案では、特定の自治体や区域に限定されたものではなく、全国でユニバーサルに実施される画期的なものです。自転車駐車を歩道(自転車歩行車道及び歩道)上へ整備する場合は、自転車及び歩行者の交通の状況を考慮してその安全のために、道路構造令(昭和四十五年十月二十九日政令第三百二十号)に定められた幅員を確保することとされています。この政令改正では、自転車駐車を道路上へ整備することを容認する規制緩和であり、安全対策を十分に施すことで自転車歩行車道及び歩道に限らず、道路上へ整備することも考慮されています。

さらに、平成 19 年 1 月 4 日、道路法施行令が再度改正され、道路の占用許可に係る工作物、物件又は施設として、自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具が追加され、同時に、国土交通省道路局路政課により道路占用許可基準が改正され、道路占用物件の中に自転車駐車が含まれるようになりました。これにより、公益性の高い特定の民間団体が道路管理者から道路占用許可の交付を受け、民間が駐輪設備を民間所有のまま設置し、自転車駐車サービスを提供することが可能となりました。

### ○道路法施行令改正の流れ

平成 17 年 4 月 1 日 「道路法施行令の一部を改正する政令」が施行

駅周辺等における放置自転車対策を行うことが急務であるため、道路事業として歩道上に自転車駐車を設置することができるよう、警察庁・公安委員会と協議の上、国土交通省により道路法施行令の改正が行われました。平成 17 年 3 月 29 日に道路法施行令の改正が閣議決定され、同年 4 月 1 日から公布・施行されました。

## □道路法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 道路法施行令の一部改正

一 自転車駐車で道路上に道路管理者が設けるものを道路の附属物として追加すること。(第三十四条の三関係)

二 道路管理者は、第三十四条の三第六号の自転車駐車場(道路上に設けるものに限る。)を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第三十八条の二関係)

### 第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

平成 19 年 1 月 4 日 「道路法施行令の一部を改正する政令」が施行、道路法施行令等を再度改正

自転車及び自動二輪車等駐車場を整備し、安全かつ円滑な交通を確保することが急務であるため、道路管理者以外の主体でも道路上に自動二輪車等や自転車駐車場を占有物件として設置できるよう、道路法施行令の改正が再度行われました。これに伴い、道路上に設置する自動二輪車等・自転車駐車場の一般的技術的指針も策定されました。

## □道路法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 道路の占有の許可に係る工作物、物件又は施設の追加

道路の占有の許可に係る工作物、物件又は施設として道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具を追加すること。

### 第二 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有の場所に関する基準の追加

一 道路の区域内の地面に設ける自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有の場所に関する基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 1 車道又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分に設けないこと。
- 2 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し又は屈曲する部分以外の道路の部分に設けること。
- 3 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、当該

器具を駐車のために供したときに、自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること。

4 道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

5 特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

二 道路の区域内の地面に設ける原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用の場所に関する基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

1 車道又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分に設けないこと。

2 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分に設けること。

3 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し又は屈曲する部分以外の道路の部分に設けること。

4 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、当該器具を駐車のために供したときに、自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること。

5 道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

6 特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

第三 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についての一般国道の指定区間内における占用料の額の基準の追加

自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についての一般国道の指定区間内における占用料の額は、占用面積一平方メートル一年につき近傍類似の土地の時価に〇・〇一八を乗じて得た額とすること。

第四 交差点等の地上に設ける工作物、物件又は施設の場所の基準の緩和

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の種類又は構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合には、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上について、当該工作物等の占用を認めることとすること。

第五 関係規定の整理

今回の改正に係る関係規定について所要の規定の整理を行うこと。

第六 施行期日

この政令は、平成十九年一月四日から施行するものとする。

## ○警察・公安委員会の定める基準

今回の改正のうち警察・公安委員会に係る関係規定に基づく対応は以下のとおりです。

- ・ 道路管理者以外のものが道路占用物件として駐車場を設置する場合は、道路使用許可の対象(道交法第77条第1項第2号)に該当するので、管轄する警察署長が設置者に対する許可を検討するとともに、道路管理者との協議(道交法第79条)を行う。
- ・ 道路管理者が道路付属物として駐車場を設置する場合は、公安委員会に対する意見聴取(道路法施行令第38条の2第2項)に関する調整を行う。